

令和5年度 スポーツ振興くじ助成事業について

令和5年度、スポーツ振興くじ(toto・BIG)の助成を受け、愛荘町スポーツセンター秦荘グラウンドの防球ネット・フェンスの更新を行いました。

事業内容	
助成区分	地域スポーツ施設整備助成
助成事業細目	スポーツ競技施設等の整備
事業名	滋賀県愛荘町スポーツセンター秦荘グラウンド防球ネット等改修事業



スポーツ振興くじ (toto・BIG) 助成事業について

独立行政法人日本スポーツ振興センター (JSC) では、国のスポーツ振興施策の一環として、スポーツ競技水準の向上や地域におけるスポーツ環境の整備など、スポーツの普及・振興事業に対する助成を行われています。スポーツ振興くじ (toto・BIG) 助成については、toto・BIGの販売により得られる収益を基に、誰もが身近にスポーツを親しめる環境づくりから、世界の第一線で活躍できる選手の育成まで、地方公共団体およびスポーツ団体が行うスポーツ振興を目的とする事業に対して助成を行っています。

スポーツくじ理念広報サイト「GROWING」
https://www.toto-growing.com/
㊟ 生涯学習課 (秦荘庁舎) ☎0749-37-8055

令和6年度から 愛荘町国民健康保険税の 税率が変わります

国民健康保険制度の運営

国民健康保険は、平成30年度から滋賀県が財政運営の責任主体となり、各市町は県が示す納付金を国民健康保険税として徴収し、納める仕組みになっています。

滋賀県では被保険者の負担の公平化および持続可能な国民健康保険の運営に向け、県内のどこに住んでいても、同じ所得・世帯構成であれば同じ保険料 (税) となるよう、令和9年度を目標に保険料 (税) 水準の統一を目指しています。

令和6年度の国民健康保険税率

愛荘町においては、令和3年度の税率改正以降、税率を据え置いてきました。しかし、高齢化や被用者保険の適用拡大による被保険者数の減少や近年の医療の高度化に伴う高額療養費の増加などにより一人当たり医療費が増加傾向にあり、県へ納める納付金が増額しています。

また、数年後の県内保険料 (税) 水準の統一を見据え、段階的な税率の引き上げが必要であることから、国民健康保険税の税率を下記のとおり改定することになりました。

安定した国保財政の運営を続けるため、皆様のご理解・ご協力をお願いします。

	医療保険分 (国保に加入するすべての方)		後期高齢者支援金分 (国保に加入するすべての方)		介護給付金分 (国保に加入する40～64歳までの方)	
	改定前	改定後	改定前	改定後	改定前	改定後
所得割 加入者の所得金額に対して	5.91%	6.11%	2.53%	2.53%	2.11%	2.11%
均等割 加入者1人当たり	23,000円	24,000円	9,500円	10,000円	12,000円	11,000円
平等割 1世帯当たり	17,000円	18,000円	7,000円	8,000円	5,000円	6,000円

保険税は、加入者の前年所得に応じて計算され、世帯で合算して、世帯主 (納税義務者) に課税されます。

国民健康保険税=所得割額+均等割額+平等割額

○国保税の計算方法 (モデル世帯)

- ・夫婦 (40歳代) と子 (小学生) 2人の4人世帯
- ・夫: 所得300万円、妻と子2人: 所得0円
- ・基準総所得額: 257万円 (所得金額-基礎控除)
- (参考) 令和5年度税額との比較
令和5年度年税額: 454,000円 ⇒ 12,200円増額

	医療保険分	後期高齢者支援金分	介護給付金分
所得割	257万円×6.11%	257万円×2.53%	257万円×2.11%
均等割	24,000円×4人	10,000円×4人	11,000円×2人
平等割	18,000円	8,000円	6,000円
小計	271,000円	113,000円	82,200円
合計 (年税額)	466,200円		

「令和6年度 国民健康保険税納税通知書」について
6月中旬に被保険者世帯へ発送します。

㊟ 税務課 (愛知川庁舎) ☎0749-42-7690

児童手当 現況届の提出について

受給者の現況を公簿等で確認することで、児童手当現況届の提出は不要となっています。

ただし次の①～⑤に該当する方は、引き続き6月に現況届の提出が必要となります。案内を送付させていただきますので手続きをお願いします。詳細は町ホームページをご確認ください。

- ①配偶者からの暴力等により、住民票の住所地が愛荘町と異なる方
- ②支給要件児童の戸籍や住民票がない方
- ③離婚協議中で配偶者と別居されている方
- ④法人である未成年後見人、施設等の受給者の方
- ⑤その他 (公簿等で状況を確認することができない方)

㊟ 子ども支援課 (愛知川庁舎) ☎0749-42-7693



▲ホームページはこちらから

令和6年度 窓口延長業務 について

令和5年11月から試行的に実施しました窓口延長業務について、令和6年4月から次のとおり変更して開設しています。

開設回数の変更【月4回→月2回】

開設日
月2回 (第1・3木曜日)

※祝日や年末年始休暇にあたる場合は開設しません。

※引越シーズンは臨時に開設します。



㊟ 住民課 (愛知川庁舎)
☎0749-42-7692

6月の行事予定

日	曜日	一般行事	時間	場所
1	土	第42回企画展文字でつづる愛荘町 (6/1～7/7)	10:00～17:00	歴史文化博物館
2	日	美しい滋賀の日々「日々彩」・「能登の記憶」 木下三千代写真展 (6/2～6/30)	8:00～17:00	るーぶる愛知川
4	火	おひざでだっこのおはなしかい	10:15～10:45	秦荘図書館
9	日	おひざでだっこのおはなしかい	11:00～11:30	愛知川図書館
		「第42回企画展文字でつづる愛荘町」展示解説	①11:00～ ②14:00～	歴史文化博物館
12	水	あたまいいきき音読教室プラス	10:30～11:30	秦荘図書館
14	金	古文書をよむ会	14:00～15:00	愛知川図書館
15	土	くまさんといっしょのえほんのじかん	10:30～11:00	秦荘図書館
18	火	あたまいいきき音読教室	①10:30～11:15	秦荘図書館
			②13:30～14:15	
22	土	おはなしかい	14:30～15:00	愛知川図書館
23	日	古文書をよむ会	10:30～11:30	愛知川図書館

家のリフォーム

親切丁寧

安心実績



0120-272-852 (株) 三共

【本社】彦根市和田町41-11 【支店】近江八幡市十王町339-6-102

<広告>

DV相談ナビダイヤル #8008

最寄りのDV相談支援センターへ
連絡できます。

ひとりじゃない。
安心して相談ください。

緊急・危険を感じたら
迷わず警察(110番)へ

Facebookに 登録されている皆さんへ

愛荘町では、公式フェイスブックページを
開設しています。
ぜひご覧いただき、「いいね!」の登録をお願い
します。

